

2021年6月2日

福島県知事
内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団
団 長 神山 悦子
副 団 長 宮川えみ子
幹 事 長 宮本しづえ
政調会長 吉田 英策
副幹事長 大橋 沙織

2021年6月定例県議会に関する申し入れ

はじめに

新型コロナウイルス感染拡大の第4波は全国に広がり、変異株との闘いという新たな局面に入っています。感染力が強く重症化リスクも高いとされる変異株への置き換わりにより感染拡大のスピードが速く、医療がひっ迫、そのもとで入院も治療も受けられず亡くなる事例が発生しています。また、長引くコロナ禍で、暮らしと生業への影響も深刻です。政府は、事業者や労働者への十分な補償と生活支援を急ぐべきです。緊急事態宣言が延長されましたが、対策の中身そのものが不十分であり、今日の感染拡大は菅政権の無為無策が招いた結果であり、「人災」です。これまでの対策の延長線上では、いのちも暮らしも守れません。

日本のワクチン接種は、世界128位、OECD加盟国中最下位と大きく立ち遅れています。県内では5/27現在、接種が完了した人は医療従事者61%、高齢者はわずか1.4%です。安全・迅速なワクチン接種と、大規模検査などの対策を一体的にすすめ、コロナ感染封じ込めにあたるべきです。

県内では、会津若松市といわき市を中心に感染が急拡大し、5/11には1日の新規陽性者が過去最多の95人確認され、県は14日「非常事態宣言」を発出、3つの指標で「ステージ4」となりました。5月の感染者数は月別最多だった4月の888人を大きく上回り1,180人、5/31発表で累計感染者は4,583人、死亡者は144人と県内でも予断を許さない状況が継続しています。

福島第一原発事故対応でも、菅政権は4/13、県民多数の反対世論を踏みにじり、汚染水の海洋放出方針を決定しました。方針決定後も、福島県漁連、JA福島中央会、県森林組合連合会、県生協連が海洋放出反対の共同声明をあげ、南相馬市やいわき市、相馬市では議会が撤回・反対等を求める意見書を採択しています。県民を代表する知事は国に対し、明確に撤回を求めるべきです。

4月の凍霜害による農作物被害も深刻で、被害額は27億円を超えるとの試算です。県内の果樹農家は、一昨年の台風被害や桃の穿孔細菌病など、毎年のように自然災害に苦しめられ、その上今回の凍霜害で果樹栽培を諦める農家も出てきています。県には本県の特産物である果樹栽培を守るため、特別の手立てが求められています。

菅政権は今夏の東京五輪・パラリンピックを強行する構えです。しかし今月の朝日新聞の世論調査では「中止」と「延期」が合わせて8割を超え、読売の調査でも「中止」

が6割、国民は今夏の開催を望んでいません。コロナ対策と五輪開催が両立できないことはいまや明瞭であり、いのちを最優先する立場から県として政府に中止の決断を求めるべきです。

また、菅政権はデジタル関連法を成立させ、さらにコロナ禍に紛れて、国民投票法改定案や土地利用規制法案を粛々とすすめています。デジタル化の名のもとにあらゆる個人情報をつなげ、住民監視の強化など基本的人権を軽視し、あくまで9条改憲へ固執する現政権の狙いは戦争する国づくりです。人権、地方自治の侵害は許されません。

さらに、病床削減推進法が成立、高齢者医療費2倍化法案も参議院で審議入りし、コロナ禍で医療危機に直面する中、社会保障や医療壊しはやめるべきです。医師・看護師の抜本的増員と医療提供体制拡充で安心して医療を受けられる体制の構築こそが急務です。

4月の3つの国政選挙では野党統一候補が全勝、国民の声を聞かない菅政権に有権者が厳しい審判を下しました。また、入管施設でのスリランカ人女性の死亡事件を受け、国民的な批判の広がりや野党共闘で入管法改定案を事実上廃案に追い込みました。

今年秋までに必ず総選挙が行われます。いのちと暮らし、生業を守る政治への転換が求められています。県もこの立場で県民に寄り添う政治の実現が求められます。

以上の観点に立ち、6月定例県議会に関し下記の項目について要望します。

一、国民不在の菅政権から、県民のいのち・暮らし最優先の県政に

- 1、新型コロナウイルス感染症は、全国でも本県でも変異株の急速な拡大を受け、県民のいのちと暮らし・生業が危機に瀕している。国に対し、①「感染封じ込めの戦略目標」を持ち、ワクチンの安全・迅速な接種、大規模検査、十分な補償と生活支援の3本柱で対策を強化すること、②医療機関への減収補填、医療体制への支援強化、③東京オリンピック・パラリンピックの中止、この3点を求めるとともに、県もこの観点で対策をとること。
- 2、コロナ禍の下、今国会に社会保障や医療を壊す法案が次々と提出され、病床削減推進法は強行されたが、公的・公立病院の統廃合計画や75歳以上の高齢者医療費2倍化法案については、廃止を国に強く求めること。
- 3、コロナ禍で逼迫している本県の医師・看護師不足などの医療体制の強化を図るとともに、保健所・衛生研究所など公衆衛生分野の人員増を含めた体制強化を緊急に図ること。
- 4、東京オリンピックは福島県内でもソフトボールと野球の7試合が計画されており、消防職員延べ218人の動員要請があり、県は独自に児童生徒2万人を招待する計画である。全国的なコロナ感染拡大、本県での感染状況を踏まえ、オリンピック・パラリンピックの開催は中止を求めること。学校への参加意向照会が行われているが、保護者の意向も尊重し、子どもの動員は行わないこと。
- 5、緊急に消費税率を5%に戻し、最低賃金は時給1,500円への引上げを国に求めること。
- 6、大震災・原発事故から丸10年が経過した4月13日、政府は「汚染水の海洋放出を決定」したが、これを実施すれば農林水産業はじめ観光・商工業に新たな被害をもたらすことは必至である。汚染水を海洋放出しないことが最大の風評対策であり、当該

県の知事として明確に「撤回」を表明すること。

- 7、本県は、原発事故に加え、台風や地震、4月の果樹等の凍霜害、新型コロナウイルス感染症などが相次ぎ農林水産業、観光・商工業と雇用に多大な影響が出ている。国に対し、各種制度の拡充と要件緩和、直接の減収補填を求め、県独自の支援策も拡充すること。
- 8、菅首相も知事もグリーンリカバリー宣言を表明したものの、地球規模の気候危機・非常事態に人類が直面している認識とそれに基づく本気の取組みは見えていない。それどころか、世界が求める削減目標にも及ばず、石炭火発の新增設や原発推進に固執しているが、これを転換し、地域循環型の再エネと省エネを飛躍的に推進すること。
- 9、菅首相が強力に押し進めるデジタル関連法案が強行採決されたが、行政が持つ膨大な個人情報をも本人同意もなく外部提供し、民間企業の利益につなげようとするものである。最大の問題は、個人情報保護の観点に欠落していることである。プライバシー侵害、地方自治の侵害、国民生活への影響をふまえ、国に撤回を求めること。
- 10、内閣総理大臣が、全国の自衛隊・米軍基地、原発の周囲約1キロと国境離島等を区域指定し、土地・建物の所有者等の個人情報を提供させるなど、日米軍事同盟強化の一環として国民を監視・処罰の対象とする「土地利用規制法」が衆議院で強行された。しかし、法案の核心部分は政府に白紙委任としており、政府の裁量で憲法が保障する思想・信条の自由や基本的人権の尊重を侵害する危険は重大である。国に撤回を求めること。
- 11、今年1月、国連で被爆者の悲願である核兵器禁止条約が発効したが、唯一の戦争被爆国である日本政府が未だに署名も批准もしていないことは、世界に恥ずべき態度である。核兵器禁止条約に署名し批准するよう政府に求めること。
- 12、今年9月に策定する県の新長期総合計画は、コロナ禍で脆弱さが鮮明になった医療・介護、公衆衛生の体制強化、原発ゼロと県民の暮らし・生業の再建を復興の中心に掲げ、基幹産業の農林水産業と地域経済の主役である中小商工業・観光の振興、気候変動対策、ジェンダー平等など女性・人権に配慮した施策を盛り込むこと。

二、検査・医療体制の抜本拡充で新型コロナウイルス感染症封じ込めを

(1) 社会的PCR検査、変異株検査の拡充を

- 1、県内でもクラスターが高齢者施設、学校、飲食店と各分野に広がり、感染源が特定できない感染者が広がっていることを踏まえ、県としてPCR検査を幅広く行うことでコロナ感染症を封じ込める戦略を立てること。そのため、いつでも誰でも自由にPCR検査を受けられるようにすること。
- 2、県衛生研究所の検査では、検査可能な検体の100%が変異株と報告されており、今後変異株による感染がさらに拡大する可能性があることから、民間検査機関に協力を要請しインド株を含めた変異株の識別検査を全感染者に行うこと。県立医大付属のTRセンターのゲノム解析機能の活用を図れるよう医大に要請すること。感染力を判断するためのCt値も併せて検査すること。
- 3、変異株は、若年層にも感染を拡大させ重症化する危険が高いとの専門家の指摘を踏まえて、全小、中、高校生へのPCR検査を実施すること。
- 4、高齢者や障がい者の入所施設職員の月2回のPCR検査は、感染拡大地域に限定せず全県で実施するとともに、入所者も加えること。更に、通所、訪問系の事業所、医

療機関職員も対象に加えること。

- 5、無症状者に焦点を当てた国のモニタリング検査の対象が狭く効果を発揮していない現状から、県として独自のモニタリング検査を行うこと。国の分科会が提唱している少しでも症状がある人に短時間で結果が出る抗原定性検査を行い、陽性であれば職場や学校全体のPCR検査を行う手法を検討すること。
- 6、コロナ対策の最前線にある保健所の体制を抜本的に強化すること。
- 7、県衛生研究所の検査体制を変異株検査の拡充に対応できる体制に強化すること。

(2) ワクチンの安全・迅速な接種への支援を

- 1、国が実態に即したワクチン接種のロードマップを示すとともに、実態を把握し必要な支援を行うよう求めること。ワクチンは日付と供給量を含めた正確な情報を市町村に提供し、接種体制の整備、確立に国が責任を持つよう求めること。
- 2、ワクチン接種の担い手である医療従事者が漏れなく早期にワクチン接種が受けられるよう、個人開業医や通所、訪問系事業所の医療従事者への丁寧な通知、確認を行うこと。
- 3、高齢者のワクチン接種はまだ終了した人が1割程度に留まり、自治体によっては予約が取れないなどの不安や不満が広がっている。予約を含めた接種方法の改善で、高齢者が安心してワクチン接種が受けられるよう、市町村を支援すること。
また、接種場所に出向くことができない高齢者に対して、個別の丁寧な対応を行うよう市町村を支援すること。
- 4、クラスター化するリスクが高い高齢者や障がい者施設、学校、児童施設の職員へのワクチン接種を優先的に実施すること。
- 5、迅速なワクチン接種に向け、打ち手となる看護師を増やすため薬剤を詰める作業を薬剤師に関わってもらうよう薬剤師会に要請すること。
- 6、ワクチン接種のためクリニック等が休診する場合の補償、医療従事者への報酬を確実に確保すること。
- 7、ワクチン接種に携わる人材確保に向け、産業医、歯科医師、臨床実習が始まっている医大の学生や看護学生が、夏休みを活用し支援を希望する場合には、参加可能な人たちへの要請を検討すること。
- 8、ワクチン接種で副反応が出た場合、「ワクチン休暇」をすべての労働者が取得できるよう国に求めること。

(3) 命を救うために医療機関への減収補填、医療体制への支援を

- 1、感染者は入院治療を原則とし、やむなく宿泊療養や自宅療養となる場合は事前の肺のCT検査を行うとともに、観察、急変時に対応する体制を十分に確保すること。
- 2、病床逼迫を避けるため、軽快した感染者が他の疾患等で継続入院が必要な事例については、後方病院が安心して受け入れられるよう退院時Ct値を含めたPCR検査を行うこと。
- 3、コロナ感染者を受け入れる医療機関はもとより、受け入れない医療機関を含め全ての医療機関の減収補填を国に求めること。
- 4、病床削減推進法が成立したが、県は地域医療構想を見直し病床削減は行わないこと。

(4) 国保加入者のいのちと暮らしを守る

- 1、6月議会で国保税の課率改正をおこなう市町村が少なくないが、継続するコロナ禍の下で、加入者の国保税負担増とならないよう市町村を支援すること。コロナ禍の下で国保税負担を軽減するため一般会計からの繰り入れを行う市町村に、保険者努力支援制度によるペナルティを科さないこと。
- 2、コロナ禍による国保税の減免は、コロナ禍の影響が始まった昨年比ではなく、一昨年比で収入減少を判断するよう市町村を支援すること。
- 3、コロナ感染による傷病手当金を、事業主も対象とする自治体が全国で広がりつつある。県として事業主も国保の傷病手当金対象とするよう市町村を支援すること。
- 4、コロナ禍の下で症状が出たら直ちに医療機関を受診できるよう、国保の資格証明書、短期被保険者証の発行は行わないよう市町村を支援すること。

三、汚染水海洋放出方針を撤回させ、真の復興・原発ゼロの発信を

(1) 汚染水の海洋放出を中止し、安全な廃炉と原発ゼロの実現を

- 1、汚染水の海洋放出の決定は、国・東京電力が「関係者の理解なしには、いかなる処分も行わない」との約束を反故にするものであり、県内復興の障害になることは明らかである。政府に対して撤回を求めること。
- 2、県は、風評対策として「風評税制」の創設を予定しているが、海洋放出をしないことが一番の対策であり、今起きている県内農林水産業への風評被害、実害に対する賠償にしっかり応えさせることである。東京電力に対して被害の賠償に誠実に応じるよう求めること。
- 3、原発格納容器上部のシールドプラグに高線量の放射性物質が付着していることや排気塔のベント管が接続されていないことなど、次々と解明が求められる問題が起きている。原発事故の原因究明を国・東京電力に求めるとともに、県として事故検証委員会を設置し独自の検証を行うこと。
- 4、原発事故から10年が経過し、原発施設の経年劣化も進んでいる。また、コンテナの腐食により放射性物質が漏れ出す事故も起きていることから原発施設の安全性など総点検を行うよう求めること。
- 5、政府は、温室効果ガス実質ゼロ宣言を隠れ蓑に原発依存を進めようとしているが、県は福島原発事故の教訓を踏まえ、国に「原発ゼロ」の実現を求めること。

(2) 被災者支援と真の復興を

- 1、県は、国・東京電力が原発事故の「事故原因者」ではなく「加害者」であるとの認識に立ち、原発事故の加害責任を果たさせること。
- 2、福島県12市町村移住支援金は、避難区域外からの移住者のみを対象としており、避難者置き去りである。帰還を希望する避難者も対象にし、同等の支援を行うこと。
- 3、長期化する避難生活で精神的にも経済的にも限界にある避難者の生活実態を調査し、必要な対策をとること。
- 4、帰還困難区域の避難指示解除は除染を前提とし、国に避難指示解除に向けた計画を示すよう求めること。

- 5、この間の原発裁判の判決は中間指針を超える賠償を認めていること、東京電力の賠償打ち切りの実態を踏まえ、国に賠償指針の見直しを求めるためにも県の原子力損害対策協議会全体会議を開催すること。
- 6、国は、除染で発生した除去土壌の全国での再生利用を前提に説明会などを開いているが、除去土壌の公共事業や農地などへの利用は行わないよう国に求めること。
- 7、県は避難者の定義を見直し、避難者数については、被災市町村が把握する避難者数を基本とすること。
- 8、避難地域の復興は、惨事便乗型・大型開発中心のイノベーション・コスト構想ではなく、被災住民のくらしと生業の再建を中心とすること。
- 9、イノベ関連施設や復興拠点施設の維持管理費については、県負担とせず国に求めること。

四、気候危機打開に本気の取り組みを

地球温暖化対策は、焦眉の課題です。産業革命前に比べ平均気温を1.5℃以内に抑えなければ、地球環境は甚大な被害を被り、人類の生存が危うくなることが指摘されています。県の施策でも具体的、実効性のある対策があらゆる部門で求められています。

(1) 気候変動対策について

- 1、県の「カーボンニュートラル宣言」を実効あるものにするため、石炭など化石燃料の発電施設の中止を求めるなど産業界にも大胆な協力を要請すること。
- 2、石炭ガス化複合発電IGCCは、15%の二酸化炭素の排出抑制にしかならず、大量の二酸化炭素排出になることから、稼働中止を求めること。
- 3、国のエネルギー基本計画は、脱石炭・原発ゼロ、再生可能エネルギーの大幅拡充を基本とするよう求めること。また、温室効果ガス排出量のカウント方法は、間接排出量から直接排出量に改めるよう求めること。
- 4、再生可能エネルギー推進に当たっては、環境破壊につながりかねないメガ発電を改め、環境を守り、地域循環型、住民参加型に転換すること。
- 5、三大明神風力発電をはじめとするメガ発電施設の計画に対し、環境破壊などの懸念が出され住民の反対が起きている。住民合意のない建設は認めないこと。
- 6、伊達市梁川町に建設が計画されている「廃プラスチック発電所」は、住民から環境悪化の懸念が出されており、住民合意が得られないことから県として建設を認めないこと。
- 7、再生可能エネルギー推進に当たっては、環境を守り、地域循環型、住民参加型に転換する県の条例を制定すること。
- 8、再生可能エネルギーを抜本的に拡大するため、民間住宅への県の太陽光発電設備に対する補助額を増額すること。また、家庭用蓄電設備の普及のための補助金額の引上げ、また省エネ住宅建設への助成を拡充すること。

(2) 異常気象による大規模災害対策について

- 1、2月の福島県沖地震被害の応急修理の申請件数は対象の1割程度にとどまっていることから、被災者への周知徹底で住まいの再建を促進するよう市町村を支援すること。
- 2、県管理河川について、県がリーダーシップをとって関係団体・国・市町村・住民参

加型の流域治水対策を早急に進めること。

- 3、河道掘削など日常的な河川管理のための維持費を十分確保すること。
- 4、宅地の土砂災害被災者への支援策を県として整備すること。
- 5、被災者生活再建支援法の支援金限度額を 500 万円以上に引き上げるよう国に求めるとともに、県独自の支援制度を創設すること。

五、コロナ、気候変動に苦しむ農林水産業、商工業、観光業への支援を

(1) 度重なる災害等に苦しむ農林水産業への支援を

- 1、今回の凍霜害は県内の果樹生産額の 1 割を超す甚大な被害となった。収入保険や果樹共済の加入者はわずか 26% であり未加入農家への補償がないことから、被災農家の再生産を保障する減収補填策を講じること。救農土木など、収入が減少した農家の働き口をつくること。
- 2、相次ぐ自然災害に対応するため、収入保険は白色申告者でも加入できるよう要件緩和を国に求めること。
- 3、収入保険、果樹共済の掛け金の農家負担を軽減するため県として支援すること。
- 4、コロナ禍で余剰米が増加し米価の大幅下落が危惧されている。ミニマムアクセス米の輸入はやめるよう国に求めること。余剰米は人道支援として生活困窮者等に配布するよう国に求めるとともに、県としても実施すること。
- 5、肉用牛肥育経営安定交付金制度は、従来どおり都道府県ごとの地域算定方式を認め、地域の実態に合わせた制度運営とするよう国に求めるとともに、制度改定に伴う損失分を当面は県が補てんすること。
- 6、漁業は本格操業の準備段階に入っているが、放射能の検査体制強化など引き続き漁業者を支援すること。内水面漁業者への支援も強化すること。
- 7、RCEP 協定（東アジア包括的経済連携）が国会で承認されたが、果樹の関税が撤廃となれば、本県の果樹生産農家に甚大な影響が懸念されることから脱退を国に求めること。

(2) コロナ禍で大打撃を受けている商工業、観光業への支援を

- 1、産業競争力強化法は大企業のリストラ・事業再編を減税で促進し、地域経済の主役である小規模事業者の淘汰をもたらすことから国に撤回を求めること。
- 2、コロナ禍で苦境に立たされている商工業、観光業に対し、減収補填を行うよう国に求めること。持続化給付金の再給付や雇用調整助成金、休業支援金を延長するよう国に求めること。
- 3、本県版一時金は、業種を限定せず、売上が 3 割以上減少した事業者をすべて対象にすること。新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金、本県版一時金の周知徹底を図ること。
- 4、県は県北区域マスタープラン見直しの素案に伊達市堂ノ内地区の市街化区域への編入の検討を盛りこんだ。県商業まちづくり推進条例の基本方針とも相いれない市街化区域の編入は行わないこと。あわせて歩いて暮らせるまちづくりに反する大型店の出店は認めないこと。

六、子ども・女性・若者・生活困窮者への支援を

- 1、コロナ禍で、生理の貧困が全国的に大きな課題となっている。県内では南相馬市と西郷村が生理用品の無償配布を実施しており、県も行うこととしたが必要な人に十分に行き渡るよう物資確保など規模を拡大し、配布方法も検討すること。学校のトイレに設置するなど児童生徒への無償配布も実施すること。
- 2、長引くコロナ禍の影響で県内学生の生活が困窮している。学生支援緊急給付金の再給付を国に求めるとともに県としても支援すること。
- 3、高い学費で学生が退学せざるを得ない状況に追い込まれている。学費半額を国に求め、県立大学についても半額にすること。
- 4、生活福祉資金の特例貸付について国は8月末まで延長することとしたが、コロナが収束するまで延長するよう国に求めること。
- 5、無料低額診療の実施を各医療機関に要請すること。調剤費も対象とするよう国に求めること。
- 6、コロナ禍の子育て支援策として、学校給食費の無償化・補助実施が県内42市町村に広がっている。学校給食費の無償化を県として行うこと。
- 7、コロナ禍の影響で住まいを失うなど国民・県民は住生活の面でも困窮している。国の住生活基本計画は住宅困窮者への支援策が盛り込まれていないことから、公営住宅の提供と家賃助成の制度化を国に求めるとともに、県の住生活基本計画にも盛り込むこと。
- 8、県立高校の統廃合と序列化について各地から異論が噴出していることから、前期・後期計画ともに凍結・中止すること。
- 9、県が進めようとする中高一貫校は、中学入学時から全県的な競争が起きることが想定される。子どもたちをこれ以上過度な競争に駆り立てるような教育はやめるべきで、中高一貫校は中止すること。
- 10、国は特別支援学校の設置基準をようやく策定することとし素案を示したが、その基準を満たすよう県として施設整備を行うこと。
- 11、コロナ禍でDV相談件数が増加している。「福島県女性のための相談支援センター」の機能と体制の強化を図り、DV防止法に基づく実効ある措置を実施すること。
- 12、来年度までに「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づく児童福祉司等の配置基準を達成するとともに、児童福祉司の更なる増員と中央児童相談所の建て替えを早期に行うこと。
- 13、パワハラなどあらゆるハラスメントを社会から一掃するための実効性ある法整備を図るよう国に求めること。
- 14、人権に配慮し、同性カップルの権利保障をすすめるパートナーシップ条例やLGBTなど性の多様性を認めあう社会を実現するための条例を制定すること。
- 15、選択的夫婦別姓制度の実現を国に求めること。

以上